

# 虐待防止のための指針

合同会社 クウの翼  
クウの翼介護サービス  
クウの翼ケア

## 1. 虐待防止に関する基本的考え方

- (1) この指針は、合同会社クウの翼が運営する事業所において、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権擁護、虐待防止等を目的とする。
- (2) 利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努める。また虐待を防止するために、職員へ研修を実施する。

## 2. 虐待の定義

- (1) 身体的虐待  
利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また正当な理由もなく身体を拘束すること。
- (2) 介護の放棄放任  
意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。
- (3) 心理的虐待  
利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待  
利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待  
利用者同意なしに金銭を使用する、または利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 3. 権利擁護・虐待防止委員会に関する事項

- (1) 虐待又はその疑い(以下「虐待等」という)の発生防止に努める観点から、「権利擁護・虐待防止委員会(以下「委員会」という)」を設置する。
- (2) 本委員会の委員長はクウの翼ケアの管理者とし、委員会は別表に掲げるものをもって構成される
  - ① 委員長は委員会を代表し、議事その他会務を総括する。
  - ② 委員長に事故がある時または委員長が欠けた時には、委員長が指名した者が代理を努める。
  - ③ 委員会は協議の為必要のある時は、委員以外の者の出席を求め説明、意見を聞く事ができる。
- (3) 委員会の議題は、委員長が定める。具体的には、次のような内容について協議するものとする。
  - ① 「虐待防止のための計画づくり」
    - 虐待防止の為の指針、対応マニュアルの整備
    - 虐待防止の為の職員研修内容の整備および実施計画
    - 虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備
    - 虐待等を把握した際、区市町村への通報が迅速かつ適切に行うための方法の整備

- ② 「虐待防止のチェックとモニタリング」
    - 職員セルフチェックシート・虐待早期発見チェックリストにより虐待の早期発見に努め虐待が起こりやすい職場環境などを確認する
    - 提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりがかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組みに関すること
  - ③ 「虐待等発生後の検証と再発防止策の検討」
    - 発生事案を検証の上、再発防止策を検討し実行に移した際に、その効果についての評価
  - ④ 「身体拘束適正化について」
    - 身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
    - 身体拘束を実施した場合の解除の検討
    - 身体拘束廃止に関する職員への指導
- (4) 身体拘束適正化については、一体的に開催とする
- (5) 委員会は定例会を4月、8月、12月の年3回開催する。また必要に応じて委員長が招集し開催する。

#### 4. 権利擁護・虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、具体的な内容は以下の通り
- ① 虐待防止法の基本的考え方の理解
  - ② 人権・権利擁護の意識を高める
  - ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
  - ⑤ 職員のメンタルヘルスのための研修
  - ⑥ 発生した場合の改善策 など
- (2) 研修は、年1回以上実施する。また、新規採用時は必ず虐待防止の為の研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容は、資料・参加者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

#### 5. 「虐待またはその疑い(以下 虐待等)」が発生した場合の対応方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

連絡先		電話番号
高齢者	住所地に応じたあんしんすこやかセンター	利用者住所地の管轄
	玉川保健福祉センター保健福祉課	03-3482-8193
障害者	玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課障害支援担当	03-3702-2092
	世田谷区障害者夜間・休日虐待通報ダイヤル】	03-5432-1033
	土日祝、年末年始(終日)、夜間(午後 5 時～翌朝午前 8 時 30 分)	
他に、担当介護支援専門員・担当ケースワーカーなど		

## 6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1) 虐待防止に関する統括責任者は委員長とする。なお委員長が当該職員に当たる場合はその上長が指名する者とする。
- (2) 介護支援専門員、管理者、サービス提供責任者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下 担当者）」とする。
- (3) 職員は、虐待等を受けた利用者を目撃した場合は、速やかに区市町村に通報するとともに、担当者に報告する。
- (4) 担当者は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報が受けたら、速やかに責任者に報告し、本指針に沿って対応する。
- (5) 責任者は、速やかに関係職員から聞き取りを行うとともに現場検証を行い、記録を残すものとする。また速やかに区市町村に通報する。
- (6) 虐待が疑われる事案等を発見し直接区市町村に通報した職員は、通報を理由として不利益な取扱いを受けることはないものとする。
- (7) 区市町村等による調査があった場合は、提出を求められた書類を速やかに提出するなど事実確認に協力し、聞き取り調査には誠実な対応をする。
- (8) 虐待を受けた利用者の安全確保を最優先とし、虐待行為が疑われる職員については事実関係が明らかになるまでの間、自宅勤務を命ずるなど利用者が安心できる環境づくりに努める。また、虐待事案に関する事実確認をしっかり行った上で、虐待を受けた利用者やその家族に対して状況を説明するとともに、謝罪を含めた誠意のある対応をする。
- (9) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- (10) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、区市町村の窓口等外部機関に相談する。
- (11) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

## 7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者または家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、担当者は、寄せられた内容について責任者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れは、上述の「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

## 9. 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当法人の職員が自由に閲覧できる場所に設置している他、当法人のホームページにも掲載し、いつでも自由に閲覧が可能な出来る状態とする。

附則

この指針は 2022 年 4 月 1 日より施行する。